

## 明石市入札監視委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、入札及び契約の過程並びに内容の透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、明石市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、工事に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 委員会が抽出した工事に関し、一般競争入札参加資格等の設定の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等について審議すること。
- (3) 競争入札及び随意契約における入札及び契約事務に係る再苦情処理を行うこと。
- (4) 入札制度の改善のために必要と認められる施策について、市長等に対し、意見を具申すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項について調査し、又は市長等に意見を具申し、若しくは報告すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、人格、識見等に優れ、公正かつ中立な立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議は、毎年度1回以上開催する。ただし、委員長がやむを得ないと判断した場合は、この限りでない。
- 4 第2条第3号から第5号までの事務に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、あらかじめ指名した委員に第2条第2号に規定する事務に係る工事の抽出を委任することができる。

- 2 前項の委任を受けた委員は、抽出結果を速やかに委員会に報告しなければならない。

(意見の具申又は報告)

第8条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した工事について不適切な点又は改善すべき点があるときは、市長等に対して、意見の具申又は報告を行うものとする。

- 2 市長等は、前項の意見の具申若しくは報告又は第2条第4号の意見の具申を受けた場合には、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、市長等から第2条第3号の事務に関し、審議の依頼があったときは、委員会を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは意見書を作成し、再苦情処理の申立てがあった日からおおむね50日以内に市長等に報告するものとする。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号から第5号までの事務について、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、財務室が行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成14年10月30日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成15年9月11日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、この要綱による改正後の明石市入札監視委員会設置要綱第5条第3項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。